

武蔵村山市公共下水道事業の財政運営の健全化について

(答申)

1 はじめに

下水道は、汚水の収集及び処理、雨水の排除という機能を有し、生活環境の改善、公衆衛生の向上、浸水の防止及び公共用水域の水質保全のために欠くことのできない重要な都市基盤の一つである。

全国の多くの地方自治体で、下水道施設が大量に更新時期を迎えつつある一方で、人口減少や節水型生活様式の定着などに伴う収入減も見込まれるなど、下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。

令和2年4月1日に地方公営企業法(昭和27年法律第292号)を適用し、従来の官庁会計から地方公営企業会計に会計処理方法を変更した。

将来にわたってもサービスの提供を安定的に継続することが可能となるよう、公共性及び経済性を両立しつつ、中長期的な視点で収支の改善を通じた経営基盤の強化及び財政マネジメントの向上を図ることが求められている。

武蔵村山市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、平成12年度には下水道普及率がほぼ100%に達し、下水道管きよの延長は現在約 267 キロメートルとなっている。

事業開始当初に整備した下水道管きよは、敷設から46年以上経過しているものもあり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎えることとなり、今後は、老朽化に伴う管きよの更新事業、また、近年多発している局地的集中豪雨や大型台風による浸水被害を軽減させるための浸水対策事業等の投資が見込まれる。

こうした中、令和2年8月6日に市長から「武蔵村山市公共下水道事業経営戦略策定について」の諮問を受け、以後5回にわたり武蔵村山市の下水道事業の現状や課題について委員相互に認識を深め、慎重に検討を重ね、一定の結論を得たので、ここに答申する。

2 下水道事業における経営の原則

地方財政法第6条では、公営企業会計である下水道事業の財政運営の基本原

則として、特別会計の設置と独立採算制の考え方を定めている。

同条では、「その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入をもってこれに充てなければならない。」とされ、適正な経費負担区分を前提とした独立採算の原則が定められている。

このことから、下水道事業における汚水に係る経費(汚水処理費)は基本的に私費(下水道使用料)、雨水等に係る経費(雨水等処理費)は公費(市費)で負担することとなっている(一般会計が負担することとされている経費に対しては、令和2年度の地方公営企業繰出金について(令和2年4月1日付総財公第77号総務副大臣通知)の繰出基準に基づき、一般会計からの繰入を行うことが認められている。)

また、下水道使用料については下水道法第20条で、「公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。」とされている。下水道は使用者が特定できる施設であることから、使用者はその受益の程度に応じて下水道使用料を負担することが、住民負担の公平性からも求められている。

このような考え方を踏まえ、下水道事業は、一般会計とは別に下水道事業特別会計として運営している。これにより、一般の歳入(市税等の収入)及び歳出(支出)とは別に、下水道事業での収入(下水道使用料等)と支出(下水道の維持管理費等)を明確にし、経営状況が明らかになるようにしている。

3 武蔵村山市の現状

下水道事業の主な収入源である下水道使用料は、おおむね10億円前後を維持し、令和元年度の年間有収水量は、約823万立方リットルである。

武蔵村山市の下水道使用料の料金体系は、使用水量が多くなるほど単位当たりの下水道使用料単価が高くなる累進的な体系である。横田基地等の大口使用者の割合が多いことで、一般家庭の使用料体系は近隣自治体と比較し、低く抑えら

れているが、使用料収入全体では安定的に確保できている。

また、一般会計からの繰入金、歳入に占める割合は2.0%前後であることから、一般会計からの繰入金に依存していないことが分かる。

汚水処理費回収率(汚水処理に要した経費のうち、下水道使用料により回収した経費の率を示す指標)を見ると、100%を超えており、下水道使用料のみで汚水処理費を賄っている状況といえる。

これは、地方債償還に関してその償還が順調に進んでいるため、汚水処理経費の資本費に係る部分が低いことが大きな要因である。

地方債残高は平成5年度末の約122億円をピークに令和2年度末は、約12億円となる見込みで、年々減少傾向にある。

さらに、平成27年度からは下水道事業建設基金への積立てを開始しており、収入から支出を差し引いても十分な余剰分があり、令和2年度末で10億7689万円となる見込みである。

以上のことから、武蔵村山市の下水道事業は良好な経営状況であるといえる。

4 武蔵村山市の課題

冒頭で述べているが、武蔵村山市では、昭和49年度から下水道事業に着手して以来、敷設から46年以上経過した下水道管きよがあり、近い将来、おおむね50年という標準的耐用年数を迎える。今後は、平成30年度に策定したストックマネジメント計画に基づく老朽化した管きよの更新に係る投資や、近年多発している局地的集中豪雨や大型台風による道路冠水、床上・床下浸水等の浸水被害を軽減させるための雨水管の整備に係る投資、また、東京都が進めている新青梅街道拡幅事業に合わせて、汚水管の移設、雨水管の整備に係る投資など、市民が快適に暮らすことができる生活環境を整えるために、必要な投資を行う必要がある。

一方、収入面でみると、市内の管きよ整備は完了し、水洗化率が、おおむね100%に達している現状では、今後、下水道使用料が大きく伸びることは期待できない。

また、下水道事業に関わる職員数が平成8年度は13人から令和2年度には7人に減少している。今後の事業を実施するにあたり、適正な職員数の確保が課題であ

る。

5 財政健全化に向けて

下水道事業が、将来にわたり安定的に事業を継続するためには、長期的な経営計画を踏まえた健全な財政経営をすることが求められる。

経営に不可欠な施設・整備に関する投資について、その耐用年数や将来のサービス需要の変化等も踏まえた維持更新の見通しを試算した投資計画(支出)と費用を賄うに足りる財源の見通しを立てる財源試算(収入)に投資以外の経費を含めた収支が、今後15年にわたり均衡するかの検証を行った。

企業債残高は毎年度減少しているが、長期的にみると、管きよの更新等の投資により増加していくものと想定される。

現時点では、企業債の貸出利率も、低水準であることから、現状では資金調達に係る経費を低く抑えられているが、利率の上昇局面では、その負担が大きくなってく際には、基金の活用を図るなど柔軟な対応が必要である。

また、雨水に係る経費が増加することが見込まれることから、一般会計からの繰出金も増加することも予測されるので、一般会計の所管する部署との調整も十分に行う必要がある。

下水道事業が、持続可能で、一般会計からの基準外の繰入金に依存せず、健全な経営を行うためには、今まで以上に経営の効率化と経費削減を行いながら、「市民の視点」にたった投資計画と建設基金、企業債、損益勘定留保資金、利益剰余金等を適切に組み合わせ、最適な財源構成を常に目指し、財政マネジメントの向上に努めなければならない。

6 下水道使用料の改定について

本委員会の結論は、これまで述べてきた状況から次のとおりとする。武蔵村山市の下水道事業における財務状況は、下水道事業建設基金等の企業内に留保する資金についても、順調に確保し、不測の事態にも対応できる状況にある。

また、下水道使用料の改定は、市民生活に直接影響するものであり、新型コロナウイルス感染症の影響により困難な状況にある方々のことを考慮すると、現時点においては、直ちに下水道使用料単価を改定する状況ではないと考え、下水道使用料

は据え置くことが望ましいと判断する。

7 おわりに

本委員会の結論として、下水道使用料は「据え置き」としたが、先に述べたとおり、下水道事業を取り巻く経営環境の変化に適切に対応するために、経営課題を先送りして、負の遺産を後の世代に引き継ぐことがないよう、計画を検証し、実績との乖離が著しい場合や経営環境の大きな変化があった場合にも計画を見直し、経営基盤の強化を図る必要がある。

また、下水道事業が、市民の理解を深めることができるよう、市民に現状を分かりやすく説明し、理解を求めるとともに、引き続き住民福祉の向上に努めていくべきである。そのため、今後も、3年程度を目安に、検証していく必要があるものと考えてるので、これを申し添える。